

横須賀老人ホーム

短期入所生活介護契約書

短期入所生活介護契約書

短期入所生活介護利用者(以下「利用者」といいます。)と横須賀老人ホーム所長(以下「事業者」といいます。)との間において、次の通り短期入所生活介護契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

(契約期間及び更新)

第2条 この契約の契約期間は、平成__年__月__日から利用者の要介護状態の認定の有効期間満了日までとします。

- 2 この契約は、利用者の要介護(要支援)認定の更新、変更がなされ、契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の意思表示がない場合、新たな要介護状態の認定の有効期間満了日まで同一条件で次の認定期間を更新します。以後同様とします。
- 3 契約期間中の利用期間については、利用者の「居宅サービス計画」に沿って利用者と事業者が協議して決定します。また、決定した利用期間については、別紙「短期入所生活介護確認書」に記入します。
- 4 利用者は、利用開始予定日から5日間以上の猶予をにおいて、事業者に対して利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 5 利用者は、原則として、利用開始日の午前10:00以降に入所し、利用終了日の午後5:00までに退所するものとします。

(短期入所生活介護計画等)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を行います。

- (1) 利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活及びその意向を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」(原案)を作成します。
 - (2) 短期入所生活介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画を見直す機会を設けます。
 - (3) 短期入所生活介護計画の作成及び変更の際には、その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付をすることとします。
- 2 利用者は、必要に応じて事業者に対し、「短期入所生活介護計画」の変更を申し出ることができます。その場合、事業者は、利用者の希望をよく聞き、できる限り「短期入所生活介護計画」に反映させることとします。
 - 3 事業者は、「短期入所生活介護計画」に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他の介護保険法令の定める必要な援助を提供します。
 - 4 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。また、事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

(身体拘束その他の行動制限)

第4条 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限することはありません。

2 緊急やむを得ず利用者の行動を制限する場合は、事業者が定める【身体拘束等行動制限についての取扱要領】に基づき行います。

(サービスの提供の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の実施終了後2年間保管します。

2 利用者は、当該利用者に関する前項の短期入所生活介護実施記録を閲覧又は複写物の交付を受けることができます。

(利用料及びその滞納)

第6条 利用料は、【利用料金表】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

2 前項の他、利用者の希望により生じた費用や日常生活上必要となる実費相当額(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。

3 事業者は、利用単位毎又は当月利用料の合計額の請求明細書を、翌月20日までに利用者等にお知らせします。

4 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

5 事業者は、介護給付費の改定、その他正当な理由のある場合は、利用料を改定することができます。この場合、事業者は速やかに利用者等に対し、改定の施行時期及び改定後の利用料を通知するものとします。

6 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は30日以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

7 事業者は、前項の催告をした場合は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

8 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第5項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解約することができます。

(利用開始前のサービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対し、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、キャンセル料を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【利用料金表】に定める計算方法により、1日分の利用料の全部又は一部を請求することができます。

(利用期間中の中止)

第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の利用料は入院日までの日数を基準に計算します。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(利用者の解除権)

第10条 利用者は、次のいずれかに該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求があつたにもかかわらず、これを提供しない場合
- (2) 事業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続し難い重大な事由が認められた場合

(事業者の解約権)

第11条 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者等に対して、30日以上予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- (1) 利用者又はその家族等が、事業者、サービス従業者及び他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合
- (2) やむを得ない事情により事業を閉鎖または縮小する場合

(契約の終了)

第12条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第6条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 第9条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第10条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 第11条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

ア 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分により非該当(自立)もしくは当該サービス区分に該当しないものと判断された場合

ウ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 天災、事変その他の不可抗力により利用者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負いません。

3 利用者の故意又は重大な過失により、居室、備品又はその他の設備に通常の保守・管理の限度を超える補修が必要となった場合は、利用者は事業者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合
その他必要な場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる
等必要な措置を行います。

(連携)

第16条 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス、又は福
祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第17条 利用者は、事業者に対して施設の設備又は提供したサービスに関する相談、苦情をいつでも申し
出ることができます。

- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者か
らの要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありま
せん。

(契約に定めのない事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が協
議のうえ誠意を持って処理するものとします。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する
裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり契約が成立したので、その証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<立会人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

<事業者> 住所 横須賀市野比5 - 5 - 6 電話 046-848-1761

事業者名 横須賀老人ホーム 短期入所生活介護

代表者 所長 芦澤敏夫 印